**開示等請求書**

**（個人情報の開示､内容の訂正・追加・削除､利用停止､消去等）**

年　　　　月　　　　日

開示請求者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名(自署) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　□本人 |
| 現住所 | 〒 |
| 生年月日 | 西暦　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 連絡先電　話　　 |

　※開示等の方法

* 閲覧のみ
* 窓口(謄写)
* 電磁的記録
* 郵送（写し等）

下記の枠内をご記入され、該当する☑印を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | □開示　　　□内容（ 訂正 ・ 追加 ・ 削除　)　　　□利用停止　　 □消去　 □第三者提供の停止　　　□利用目的の通知　　　□第三者提供/受領の記録 |
| 開示等を求める個人情報とその内容 |  |
| 代理人が開示請求する場合 | 本人の氏名 |  |
| 本人の住所・連絡先等 | 〒電話 |
| 本人との関係 | □任意代理人（本人との関係：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□親権者（子が18歳未満で未婚）　　□成年後見人　　□法定代理人□法定相続人 |

（お願い）　開示等請求時に必要な書類は、裏面をご確認ください。

【財団使用欄】　これ以下は記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 本人確認書類 | □運転免許証 □健康保険証　　□その他（　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　） |
| 代理人確認書類 | □運転免許証 □健康保険証　　□その他（　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　） |
| 代理人等を証する書類等 | □委任状 □本人の印鑑証明書　　□戸籍謄本 □登記事項証明書　 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用目的通知不可または不開示等の理由 |  |

　　開示日：　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手 数 料 **※開示以外は無料** | 請求窓口確認者印 |  | 個人情報管理責任者 | 内部監査責任者 | 情報管理者 | 担当者 |
| □ 無料□基本料金　□その他　計　　　　　　円□郵送 円（実費）□配達証明　□速達　□その他 |  |  |  |  |  |

開示等請求時に必要な書類

本人確認などの資料は、日本国内の官公庁等（健康保険組合を含み、外国政府機関を除く。）が発行した顔写真付きの証明書で、有効期限内（証明書は発行日から3か月以内）のものに限ります。開示請求者については、開示請求書に記載されている氏名、生年月日、住所又は居所と同一のものが記載されている確認書類をご用意ください。

　　本人確認書類および代理人等の本人確認書類

|  |  |
| --- | --- |
| A．運転免許証 | 住所等に変更がある場合は、ウラ面も |
| B．運転経歴証明書 | 平成24年4月1日以降交付のもの |
| C．パスポート | 現住所記載の面 |
| D．住民基本台帳カード | 顔写真があるものに限る |
| E．個人番号カード（マイナンバーカード） （写真あり・オモテ面のみコピー） | （注）「通知カード」ではありません。 |
| F．在留カードまたは特別永住者証明書 | 　 |
| G．各種健康保険証（共済組合員証含） | 　 |
| H．公的年金手帳（証書） | 　 |
| I．各種障がい者手帳（証書） | 　 |
| J．戸籍謄本または抄本 | 発行日から3か月以内の原本 |
| K．住民票（個人番号の記載のないもの） |
| L．印鑑登録証明書 |

注１）顔写真付きでない証明書等については、氏名、生年月日が確認できる２種類をご用意ください。

注2）旧氏名等の開示を受けられる方は、旧氏名等を確認できる資料（戸籍謄本等）をご用意ください。

　　**代理人等の場合は、上記に加え代理人等であることを証する資料（下記）もご提出ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 任意代理人 | 委任状（※）および本人の印鑑登録証明書　　※任意様式可 |
| 法定代理人 | 親権者 | 本人と代理人の関係が証明できる住民票や戸籍謄本等、続柄が表示されている資料のコピー |
| 成年後見人 | 法務局の登記事項証明書（「裁判所の審判書＋確定証明書」でも可） |
| 法定代理人 | 裁判所が選任した法定代理人の場合は、裁判所の審判書 |
| 法定相続人※ | 開示対象者（被相続人）の死亡を証する資料 | 戸籍謄本（または抄本）・除籍謄本・住民票（除票）の原本、死亡診断書・家庭裁判所の審判書等の写しのいずれか１種類で死亡の確認ができる資料 |
| 開示請求者が法定相続人であること（続柄等）を証する資料 | 開示請求者（法定相続人）と開示対象者（被相続人）の続柄が記載されている戸籍謄本の原本等１通 |

注：戸籍謄本、各証明書等は発行日から3か月以内であること。

※ご本人が亡くなっている場合、法定相続人に限り被相続人（亡くなった方）の開示ができます。

　　　**【重要】**

**代理人からの請求については、書類が確認できた場合も、必ずご本人に開示の意思を確認させていただきます**